

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 2日

案件名	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件を定める条例について									
所管	こども・若者未来	局 区	部	保育	課	担当者	内線			
概要	第7次地方分権一括法の成立に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)が改正され、平成30年4月1日から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る権限が都道府県知事から指定都市の長に移譲されることになった。これに伴い、改正認定こども園法第3条に規定する指定都市の長が定める条例を、既存の「相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正して対応するもの。									
審議内容(論点)	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」への対応について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	7月	18日	政策調整会議	年	月	日		
	局・区経営会議	平成29年	8月	4日	政策会議	年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成29年12月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年9月～10月		議会への情報提供		部会	平成29年9月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目			調整状況		
			神奈川県		今年度中の申請の取扱い等			調整中		
			総務法制課		条例の文案について			調整中		
	打合せ・会議の経過									
		月日	会議名等		内容					
		H29.7.18	関係課長会議		基準の上乗せ、パブリックコメントの実施、条例の対応方法等について					
備考										
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)									
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)		企画政策課(代)			こども・若者政策課		保育課		
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>次年度に認定こども園に移行を予定している園についても影響はないのか。 事前相談では0、1歳児の受け入れを予定している園はなく、影響はないと考えている。 施設設備の基準及び職員の配置に関する基準以外は国の基準どおりということによいか。 そのとおり。</p> <p>既に幼保連携型認定こども園の設備等の基準条例がある中で、同じ法律に基づく条例を別に作る理由は何か。 都道府県でも別々に条例を作っている場合と一つにまとめている場合が混在していることは承知している。今回条例を制定する形で提案したことについてはやむを得ない理由があるわけではなく、今後調整の上、適宜対応したい。既存の「相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正して対応したい。「～以外の」という名称を使用している条例は本市にはなく、違和感がある。</p> <p>条例の名称については神奈川県のように単に「認定こども園の要件を定める条例」とすると、幼保連携型認定こども園の内容が含まれていないことがわかりづらいという考えはあるが、適宜調整して対応したい。幼保連携型認定こども園の基準条例の改正で対応することから、「～以外の」という名称は使用しない。</p> <p>パブリックコメントの実施について検討が必要ではないか。 現時点で国基準どおりの県条例に基づいて事務を行っており、今回の市条例で国基準よりも高い基準を設定する項目についても、保育所や幼保連携型認定こども園と同一の基準にするものであること、また、現時点で認定こども園に移行する予定がある幼稚園はないことから、市民や事業者には大きな影響はないものと考え、相模原市パブリックコメント手続要綱において対象外とされている「軽微なもの」に該当すると整理したが、再度検討したい。再検討の結果、今回は、一部で国の参酌基準よりも高い市基準を設定することから、パブリックコメントを実施することとしたい。</p>									

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

第7次地方分権一括法案の成立により、平成30年4月1日から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の権限が移譲されることに伴い、これまで神奈川県知事が定めていた認定こども園の要件を定める条例について、既存の「相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正して対応するもの。

(2) 事業スケジュール

平成29年 9月 議会への情報提供(部会)
パブリックコメントの実施
10月 市子ども・子育て会議及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会への報告
12月 議会への上程
平成30年 1月 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請(月末まで)
4月 条例施行
認定、開所

(3) 本市における独自(上乘せ)要件

ア 乳児室の面積基準 国基準 1.65㎡/人 市基準 3.3㎡/人
認可保育所及び幼保連携型認定こども園と同様の基準

イ 必置設備の追加

調乳室及び沐浴室(乳児を受け入れる場合のみ)

なお、国基準に定める職員資格の特例の経過措置については、保育所及び幼保連携型認定こども園の基準と同様に定めないものとする。

(4) 改正又は追加する項目(案)

ア 条例の題名
イ 趣旨
ウ 用語の定義
エ 職員配置の基準
オ 職員の資格
カ 認定こども園の長の要件
キ 施設設備の基準
ク 教育及び保育の内容
ケ 保育者の資質向上
コ 子育て支援事業の基準
サ 管理運営の基準

(5) その他留意事項

ア 本市では平成27年4月から事務処理の特例により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務の移譲を受けている。

イ 法改正による権限移譲に伴い新たに移譲される事務は、認定こども園法第29条第1項の規定による変更届の受理。(ただし、書類の経由は既に行っている。)

(6) 事業経費・財源

なし

こども・若者未来局経営会議 議事録

開催日 平成 29 年 8 月 4 日 (金)

出席者 梅沢副市長 こども・若者未来局長 こども・若者未来局次長
こども・若者政策課長 保育課長

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件を定める条例について

(説明者 : こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

改正条例の施行日について、平成 30 年 4 月 1 日とする予定であるが、施行日前に認定申請を受付したものの取扱いはどうなるのか。

第 7 次地方分権一括法の附則により、施行日後に申請を受付したものとみなされる。

国基準よりも高い基準とすることで、既存の認定こども園や今後移行を予定している園に影響はないのか。

既存の園と申請予定の園については、0、1 歳児の受入希望がないため、影響しない。

パブリックコメントを実施する理由は、

保育の質を確保するために高い基準を設定することについて、市民の意見を求める必要がある。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上